

男性労働者の育児休業等取得状況の公表について

社会福祉法人大田幸陽会では、育児・介護休業法に基づき、男性労働者の育児休業等の取得状況について、以下のとおり公表します。

男性労働者の育児休業等取得率対象期間：

令和7年4月1日～令和8年3月31日（令和7年度）

男性労働者の育児休業等及び育児目的休暇取得率：100%

育児休業等取得率：

育児休業等又は育児目的休暇を取得した男性労働者数

÷

配偶者が出産した男性労働者数

職員が安心して育児と仕事を両立できる職場環境づくりに取り組んでいます。

以上